

イベント等の実施に関する利用規約

「Kakamigahara わたしの PARK」（以下、本施設とする）を利用したイベント等の実施については、施設管理者である鳶井株式会社（以下、公園管理者とする）が受付を行います。利用規約や諸法規を遵守し、来園者の安全面に配慮した実施運営をお願いします。

1. 利用条件

本施設を利用するイベントは、各務原市の市民公園としてのブランド価値の確立・向上と、賑わいの創出を図るため、次に掲げる場合に限りです。

- (1) 観光・文化などの情報発信を目的としたもの
- (2) 環境・スポーツ・芸術などの交流や学習を目的としたもの
- (3) 公園・周辺地域及び各務原のブランド価値の向上に繋がる産業等の魅力発信を目的としたもの
- (4) 上記に伴う商品及び飲食物の販売・提供（イベントの性格上、不可欠であると判断されるものに限る）

2. 利用制限

下記に該当する内容及び行為を行う団体は本施設の利用を原則認めません。

- (1) 法律や利用規約及び公序良俗に反するか、またはその恐れがあるもの
- (2) 利用申込み時の内容に虚偽事項があると判断したもの
- (3) 本施設内外の秩序を乱し、事故の恐れがあるもの
- (4) 異常な音量、振動、悪臭の発生等、周辺に迷惑、または不快感を及ぼす恐れがあるもの
- (5) 発火物、爆発物、危険物の持ち込み、または本施設や設備を損傷させるもの
- (6) 政治、宗教性が高いと思われる活動
(ただし、被災地支援チャリティイベントなどイベントの内容を総合的に検討して公共性の高い内容であると判断できるものは、一部認める場合もある)
- (7) 誹謗、中傷、不当な差別に該当するもの
- (8) 反社会的勢力に関係するもの
- (9) 一社単独の販売促進のみを目的としたイベント
- (10) 公園管理者が安全性を確認できないものや管理・運営上、支障があると認められ改善されていないもの
- (11) 利用の権利・名義を譲渡、転貸すること
- (12) 本施設の運営に著しく影響を及ぼす可能性があるもの
- (13) 公園管理者の指示に従わないもの
- (14) 他、本施設の運営趣旨から判断して、不適切なもの

音について

- ・マイク・拡声機等の使用は原則禁止
- ・音を出せる時間は、原則 10:00～20:00 までとする
- ・音についてお問い合わせ等があった際は、すぐさま対応をすること

イベント利用時間について

- ・原則 9:00～21:00 までとする。

3. 予約申し込み方法

- ・本ご利用案内をご確認のうえ、下記「お申込みフォーム」よりお申込みください。
- ・お申し込みにはイベント内容のわかる企画概要書を添付するとともに利用の目的・内容等フォームにご入力ください。
- ・企画内容が利用規約に準じており、他に希望者がいない場合（同日希望があった場合は先着順となります。）は公園管理者より日程の仮押さえと今後のフローについてご案内のメールをさせていただきます。

4. 利用料金について

本ご利用案内をご確認のうえ、「お申込みフォーム」よりお申込みください。

イベントひろば	一般利用 ※1	営利目的の利用 ※2
イベントひろば	2,200 円~/日	13,200 円~/日
ワタシのライドトラック	22,000 円~/日	55,000 円~/日
デイグランピング	110,000 円~/日	110,000 円~/日

上記は 1 日ごとの料金となります。

※1 一般利用……営利を目的としないもの

※2 営利目的の利用……金銭的利益を実現するために利用するもの。または、授受した金銭等でイベント実施の必要経費を超える利益を得ているもの。

- ・その他のエリアの利用については、別途ご相談ください。
- ・水道、電気料金は別途徴収する場合があります。

5. お申込み内容の変更

利用のお申込み及び利用許可後に、その目的や内容が変更となった場合には、直ちに公園管理者へご連絡いただき、合わせて書面にて変更内容をお申し出いただきます。なお、変更後の内容によっては、イベントの実施ができない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

6. お申込み解除・利用の中止

下記（１）～（８）のいずれかに該当する場合、お申込の解除または利用の中止をさせていただく場合がございます。お申込の解除または中止の案内により利用者に損害が生じた場合であっても、公園管理者は賠償責任を原則負わないものとし、納入済み利用料金は返金いたしません。

※ただし、下記（７）（８）の場合（自己都合による中止の場合を除く）は、利用料金を返金いたします。

- （１）「**2. 利用制限**」に該当すると認められたとき
- （２）申込み時、利用許可時に申請された利用内容と齟齬が認められ、公園管理者の是正・調整の指示に従わないとき
- （３）虚偽の申込み、その他不正な手段により申込みを行ったとき
- （４）イベントひろば利用料金が指定の期日までに支払われなかったとき
- （５）法令等に定められた関係行政機関等への届出や許可申請が行われていなかったとき
- （６）利用上の禁止事項に該当する行為が発覚したとき
- （７）客観的に見て天候不順のため実施できない催事で、利用日の３日前までに中止の申し出があった場合
- （８）不測の事故・災害、テロなどの非常事態、その他何らかの自粛要請等（行政機関からの要請含む）に伴い催事を中止せざるを得ない状態となった場合

7. 次の場合は事前にご相談ください

- ・やむをえず利用時間外の使用が必要となる場合
- ・火気を使用する場合（原則、裸火は使用不可）
 - ※イベント広場で調理行為を伴う飲食物の販売又は提供、及びイベント広場での調理行為がなくても、提供品目によっては営業許可が必要な場合がありますので、事前に相談をしてください。
- ・飲食物の販売または提供に本施設の電気・水道設備を使用する場合
- ・プラカードを使用して来場者の誘導・案内をする場合
 - ※イベントひろば外の使用は原則できません。
- ・広告宣伝の方法・内容について
 - ※広告宣伝用または来場者の誘導・案内用のポスター・チラシ類は、内容を確認したうえで公園内に掲示しますので、事前に相談してください。
- ・マイク・拡声機・スピーカー等を使用する場合

8. 搬入・搬出作業及び設営・作業について

- ・イベントの実施に伴う搬入・搬出作業及び設営・撤去工事については、レイアウト図、タイムスケジュール等の必要資料をご準備の上、事前に打ち合わせをお願いいたします。
- ・イベントひろばにおける車両の搬入・搬出の実施可能時間は、原則、テナント営業時間外の「8:00～9:00、21:00～22:00」の間となります。その他の時間に行う場合は事前に相談してください。また、早朝深夜に作業等を行う場合は、騒音や照明など近隣に十分配慮し、来園者の安全性確保の為、誘導員の配置をお願いいたします。

- ・搬入・搬出作業及び設営・撤去工事の実施に当たっては、事前に作業届の提出が必要となります。
- ・保管スペースの都合上、イベントで販売・配布するものや持ち込む什器・備品などを事前にお預かりすることはできません。
- ・宅配便等でご送付いただく場合も代理でのお受け取りはいたしかねますので、ご了承ください。
- ・その他、「**搬入・搬出作業及び設営・作業についての細目**」を遵守ください。

9. 利用者の遵守事項

- ・利用規約に定める事項及び関連する法令に定める事項を遵守するとともに、作業員等関係者・来場者等に対しても遵守させてください。また、承認された内容にしたがってイベントを開催してください。
- ・公園管理者と連絡・調整を図りながら、イベントひろばとその周辺に対する秩序維持、来場者の安全管理・整理・案内誘導及び盗難・事故防止等は、利用者が責任をもって行ってください。
- ・多数の来場が見込まれ、それにより本施設管理に支障を来す恐れがある場合、利用者は事前に公園管理者と協議の上、指示に従ってください。この場合、警備会社の手配など、来場者の整理・誘導等は利用者の責任と負担において行ってください。
- ・不測の災害や事故などに備え、イベントひろばのご利用前に避難経路、避難誘導方法、消火器の位置等を確認するとともに、作業員等関係者に対して周知徹底してください。
- ・植栽帯や立入禁止場所への侵入および道路の乱横断は行わないでください。
- ・周辺部歩道における迷惑行為を行わないでください。
- ・利用中（設営・撤去時を含む）に発生したゴミは、利用者の責任において処理するものとし、全てお持ち帰りください。また、イベントひろば内はもとより周辺の清掃も行ってください。
- ・ご利用終了後は利用者の負担でイベントひろばの原状回復を行ってください。またご利用中の中止となった場合にも、直ちに原状回復を行ってください。なお、本施設への破損があった場合は、早急に公園管理者にご連絡をお願いいたします。公園管理者にて、確認および原状回復をさせていただきます、要した費用を請求させていただく場合がございます。
- ・新型コロナウイルスをはじめとする感染症の拡大を防ぐため、イベント等の内容に応じてアルコール消毒液の設置等、必要と思われる対策を行ってください。ご協力いただけない場合、名古屋市と協議のうえ、次回以降のイベント等の受付をお断りさせていただく場合がございます。

10. 必要提出書類

- イベント申込み時に必要なもの
 - (1) イベント企画書
- イベント実施確定時に提出いただくもの
 - (2) 暴力団排除誓約書
 - (3) 食品を取り扱う場合、該当する保健所の許可証
 - (4) ガスコンロまたは発電機の利用がある場合、露店等開設届出書
 - (5) その他、イベントの規模により公園管理者が必要と判断した書類

(2024.12.14 現在)